

## 【国際研修・共同研究】

### 2023年度ベトナム（最高人民裁判所）現地セミナー及び本邦研修

国際協力部教官

原 彰 一

#### 第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2024年1月21日（日）から同月30日（火）までの日程（移動日を含む。）で、ファム・クオック・フン最高人民裁判所（以下「SPC」という。）副長官ら10名を対象に、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）東京センター等において、第70回ベトナム（SPC）本邦研修を実施した。詳細な研修日程等については、別添（別添1は研修日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

また、本邦研修に先立って、当職は、当部の坂本達也教官（当時）と共に、2023年7月23日（木）から同年8月3日（木）までの日程（移動日を含む。）で、ベトナムに出張して、本邦研修のテーマに関する要望を調査するとともに、SPCとJICAが共催する裁判官養成と判例制度に関する現地セミナーに出席した。

本稿では、2023年度におけるSPCに対する支援の一環として、上記現地セミナー及び本邦研修の概要を紹介したい。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

#### 第2 ベトナム（SPC）への支援の背景

1 ベトナムに対する現行のプロジェクト（法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト）では、SPCを含む6つの機関をカウンターパートとし、①各カウンターパートにおいて「最優先課題」を特定して、その解決策を討議するために「ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置し、②各WGにおいて活動計画を策定して、それに基づくWG活動において最優先課題について研究・討議し、その解決策を提案するという方式をとっており、2023年度のSPCの最優先課題として、判例制度、調停制度及び裁判官養成の3つが選定されていた。判例及び調停制度については、昨年度からの継続課題である。

2 このうち、判例制度<sup>1</sup>については、2015年12月に「判例の選定、公布、適用の手續に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」が発出され、ベトナム独自の判例制度が開始されるに至っているところ、同議決によれば、確定判決・決定の中から標準性を有するなどの基準を満たすものを選定し、これらをベトナム最高人民裁判所長

<sup>1</sup> ベトナムの判例制度の導入経緯や概要につき、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」ICD NEWS第73号（2017年12月号）29頁以下、枝川充志・黒木宏太「ベトナムの判例についての覚書（1）－判例制度の現状と今後の課題－」ICD NEWS第88号（2021年9月号）9頁以下を参照されたい。

官が「判例」として「公布」することとされ、同議決（2017年7月15日施行）第8条第2項によれば、「審理の際、裁判官・人民参審員は判例を研究し、同様の法的状況を有する諸事件は同様に解決されるよう保証しなければならない。同様の法的状況を有する事件について裁判所が判例を適用しない場合、その理由を裁判所の判決及び決定に明確に摘示しなければならない」とされている。もっとも、下級審においては、裁判官が判例と同様の法的状況を有するか否か適切に判断できず、実務に混乱が生じ、また、判例をどのように引用すべきかについて意見がまとまっていない状況にあるなどの課題があり、判例制度の適切な運用に向けて日本側の知見を学びたい旨の求めがあったものである。

また、調停制度については、2021年1月1日に「裁判所における調停・対話法」（以下「調停・対話法」という。）が施行され、裁判所への訴状提出後受理前に当事者双方が同意した場合、裁判所内で民事・婚姻家庭・経営・商事・労働事件につき調停、行政事件につき対話（民事事件等における調停に相当するもの）の手續を開始し、調停・対話が成立した場合、裁判所（裁判官）がそれを承認する手續が導入されたことから、調停・対話法の下で調停・対話の適正な運用を図ることが喫緊の課題となっており、調停に関するスキル（当事者への説得の技法や調停調書の作成、承認の検討方法等）の向上、調停人へのトレーニングの方法や倫理などの規律の在り方等につき、調停実務に関する日本の知見を学びたい旨の求めがあったものである。

裁判官養成については、SPCの設置する教育機関である裁判所学院が、裁判官を含む裁判所職員を養成する役割と法学士を養成する役割（法学士を得た学生の多くが裁判所に就職する。）を担う組織であり、ベトナムの裁判官は裁判所職員の中から登用され、裁判所職員が裁判所学院の裁判官養成コースを卒業することによって裁判官として任命される資格を得る仕組みであるところ、裁判所学院での教育・研修の参考とするために日本の法曹養成制度等に関する知見を学びたい旨の求めがあったものである。

- 3 上記優先課題を踏まえ、当部において、JICA長期派遣専門家の塚原正典弁護士と連携しながら、現地セミナーに参加し、本邦研修を実施した。

### 第3 現地セミナーの実施

#### 1 裁判官養成に関するセミナー

2023年7月28日、カントー市において、SPC及びJICAの共催により、裁判所学院における裁判官養成プログラム及び教授法の向上を目的とするセミナーが開催された。ベトナム側の参加者は、ファム・ミン・トゥエン裁判所学院長を筆頭とする現行プロジェクトの裁判官養成WGのメンバーのほか、裁判所学院所属（裁判官と兼任である者も含む。）の教官ら約40名であった。

同セミナーでは、トゥエン裁判所学院長による裁判所学院の能力強化に関するプレゼンテーション、グエン・アイン・トゥ裁判官養成部長による裁判官養成のカリキュ

ラムに関するプレゼンテーション、グエン・ヴァン・ナム高等教育部長による法学士養成コースにおける教授法の改善に関するプレゼンテーションが行われたほか、日本側から坂本教官が「日本の裁判官養成」というタイトルでプレゼンテーションを行い、日本の法曹養成制度の概要・沿革、大学及び法科大学院における法学教育、司法試験、司法修習、裁判官任官後の継続教育について概説した。

その後の討論のパートでは、トゥエン裁判所学院長から、ベトナムでの裁判官養成との差異を指摘しながら、日本の法学教育や法曹養成が理論教育から実務教育へと段階的に行われており見習うべき点が多い、日本の司法研修所の教官は専任教官であり、裁判所学院の能力強化のためには優秀な専任教官の確保が求められるなどのコメントがあり、また、フランスへの留学経験がある教官からは、フランスの制度と比較しながら日本の法曹養成制度に関する質問がなされるなど、充実した意見交換を実施することができた。

## 2 判例制度に関するセミナー

2023年8月1日、ラムドン省ダラットにおいて、同じくSPC及びJICAの共催により、判例の適用と引用に関するセミナーが開催された。ベトナム側の参加者は、ダオ・ミン・トゥイ最高裁判事を筆頭とする現行プロジェクトの判例WGのメンバーのほか、ダラット及び同所近郊の人民裁判所所属の裁判官約40名であった。

同セミナーでは、ホーチミン市人民裁判所副長官であるフン・ヴァン・ハイ判事による刑事事件判決における判例の適用と引用に関するプレゼンテーション、ホーチミン市法科大学教授であるドゥ・ヴァン・ダイ教授による民事、商事、婚姻及び家事事件における判例の適用と引用に関するプレゼンテーション、ハノイ市人民経済裁判所長官であるホアン・ゴック・タイン判事による行政事件における判例の適用と引用に関するプレゼンテーション、SPC法制科学部長であるグエン・ベット・ザン部長による判例の適用と引用の実情に関するプレゼンテーションが行われたほか、日本側から当職が「判例制度の多様性と判例適用の考え方」というタイトルでプレゼンテーションを行い、大陸法（主に日本）、英米法における判例制度及び判例の射程の考え方を概説した後、ベトナムの実際の判例を基に判例の射程の考え方について説明した。

その後の討論のパートでは、当職が説明した解釈判例、場合判例、事例判例という判例の一般的な分類に関し、分類する目的はどのような点にあるのかといった質問や、類似性が何%あれば判例を適用してよいのかといった質問がなされた。後者の質問に対し、当職において、事実が一見すると異なっているが本質的には共通であるということが類似しているということの意味合いであり数量的に考えることは難しい、本質的に同じ状況であるのであれば同じように法律が適用されるべきというのが判例の基本的な考え方である旨回答するなど、充実した意見交換を実施することができた。

### 3 所感

現地セミナーに関して若干の所感を述べるに、判例制度の発展及び円滑な運用は、SPCにおける重要な組織的課題の一つであり、精力的な取組みがなされているが、判例に関するセミナーにおいて、現場の裁判官からは何%の事実が類似していれば判例を適用してもよいのかといった質問が出たことが印象的であり、判例の射程に関する議論は依然として錯綜している状況にあることがうかがわれた。

一見すると異なる事案が本質的には共通であると判断するためには、関連法規や類似事案に関する正確な理解が必要なことはいうまでもなく、ベトナムにおいて判例制度が根付いていく過程においては法律家全体のレベルアップが必要であると感じた。裁判官養成に関するセミナーにおいても検討されたように、教育機関において理論と実務を融合した教育、例えば判例を踏まえたケースメソッドなどが積極的に活用されることが望ましいのではないかとと思われる。

#### 【現地セミナーの様子】





## 第4 本邦研修の実施

### 1 研修の背景及びテーマ

第70回ベトナム（SPC）本邦研修では、SPC側の要望を踏まえ、研修のテーマを、上記最優先課題である判例制度及び調停制度に加えて、少年司法とした。少年司法については、ベトナムでは、日本の少年法に相当する法令がなく、刑事法令に違反した未成年者に対する訴訟手続が刑事訴訟法に規定されているのみであったが、現在少年法を制定する検討が進められており、少年司法に関する日本の知見を学びたい旨の求めがあったものである。なお、ベトナム研修参加者10名のうち5名は、裁判所学院に所属する裁判官等であったことから、裁判官養成との関連もあったものと推測される。

ベトナムに対しては、2020年2月を最後に新型コロナウイルス感染症拡大のために本邦研修の実施が途絶えていたが、今年度からこれが再開されることとなり、法務総合研究所がこれまで継続的にSPCに協力してきた経緯に鑑みれば、上記課題の解決に向けて協力することが相当であり、日本の研究者、実務家及び当部教官による講義・意見交換のほか、裁判所訪問を通じてベトナム側が求める知見を提供するため、本研修の実施に至った。

### 2 研修の内容

(1) 本研修のテーマは、上記のとおり、判例制度、調停実務及び少年司法に関する調査・研究であるところ、各講義の要旨は以下のとおりである（以下、講義の実施順に記載）。

ア 坂本達也国際協力部教官（当時）及び当職による日越の刑事・民事の判例を題材にした「判例の適用に関する具体的な検討」の講義

坂本教官において刑事判例を、当職において民事判例を担当し、それぞれ具体的な事例を題材にして、判例の射程や適用に関する考え方を説明した。講義では、裁判所学院所属の研修参加者が多かったことから、双方向的になるよう研修参加者との間で議論をしながら進めた。

イ 稲葉一人弁護士による「調停トレーニング」の講義

稲葉弁護士は、様々な国の法整備支援で調停トレーニングを実施した経験、日本の調停制度の特徴、調停と裁判との比較、裁判所調停と民間調停との比較等を説明した後、メデイエーションのタイプ（モデル）と事件類型の相性、メデイエーションの流れ、調停人に必要なスキル、倫理等について説明いただいた。講義では、研修参加者が参加するロールプレイが取り入れられ、調停トレーニングを体験することができた。

ウ 草野芳郎弁護士による「日本の和解、調停と和解技術論」の講義

草野弁護士は、日本の紛争解決制度の概要、和解の基本的な考え方や方法を説明した後、裁判官として事件を担当した経験に基づいて執筆された著書である「和解技術論」をベースに、和解技術論の考え方や具体例について講義していただいた。和解技術論の具体例として、日本の実務に広く浸透した一部完済後免除型の条項などがあり、また、当事者双方の希望する和解金額に差がある場合にその平均を算出する方法として、足して2で割るという相加平均とかけてルートをとる相乗平均（ルート理論）の二つがあるといった興味深い考え方などを紹介いただいた。

エ 東京地方裁判所中島崇判事による「判例の調査等について」の講義

中島判事は、日本の民事裁判制度や判例制度を概説した後、下級審裁判所における判例の調査・検討や判決の引用等について講義していただいた。特にベトナムの判例には事例判例が多いことから、退職後の競業禁止義務違反に関する日本の判例を具体例として紹介し、下級審判決において事例判例がどのように参照されているかわかりやすく説明いただいた。

オ 当職による「少年事件に関する日本の実情」の講義

当職において、少年審判の目的、機能、基本原理等を概説した上で、家庭裁判所の調査、少年審判の運用や保護処分特有の要件である要保護性等を説明した。

## (2) 裁判所訪問、概要説明等

本研修では、最高裁判所を訪問して、最高裁判所事務総局家庭局において少年法に関する概要説明を受けるとともに、研修参加者が戸倉三郎最高裁判所長官に表敬訪問する機会を得た。

また、本研修のテーマである調停との関係では、東京家庭裁判所を訪問して、裁判官及び家庭裁判所調査官より家事調停等の実務に関する概要説明を受けるとともに、調停室・児童室等の施設を見学した。東京地裁では、上記の中島判事の講義に加えて、民事事件の尋問を傍聴するなどした。

さらに、本研修では、元最高裁長官である寺田逸郎法務省特別顧問を表敬訪問する機会を得ることができ、日越相互の判例制度や法曹養成等に関する意見交換を行うなど、研修参加者にとって大変に印象深いものとなった。

- (3) 以上のような講義及び裁判所訪問等を通じて、日本の判例制度、調停実務及び少年司法に対するベトナム側の理解が深まるとともに、意見交換等を通じて、日越の相互理解も深化したといえる。研修参加者は、各講義に真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取り、講義及び見学時に積極的に質問し、日本側に関連資料の提供を求めるなど、日本の制度及び実務を熱心に調査・研究しようとしていた。総じて、研修参加への意欲は旺盛であり、受講態度も真摯なものであった。

### 3 総括

本研修では、SPC側の要望を踏まえて、判例制度、調停実務及び少年司法と幅広いテーマを扱ったところ、研修参加者のアンケートには、本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であった旨の意見が多数見られるなど、講義を始めプログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができた。具体的には、判例制度及び調停実務が、ベトナムに導入されたのは比較的最近のことではあるが、既に相応の実施実績があり、日本の制度・実務との共通点も多く、日本の知見はこれらの制度を運用していく上で参考になる部分が多かったように思われる。他方で、少年司法については、ベトナムではまだ立法化が検討されている段階であり、その内容も長い歴史を有する日本の少年司法の制度・実務と異なる点が多いようであった。もっとも、ベトナム側は日本の少年司法に高い関心を示し、少年の非行を予防して改善・更生につなげる仕組みとして高く評価しており、帰国後に幹部に伝える旨を述べていた。今後はベトナム側のニーズに応じて更なる知見の提供が検討されるべきである。

このように、本研修の内容は研修参加者の関心に十分に答えており、その目的を達成したといえる。今後、本研修の結果を踏まえ、SPCのニーズを的確に把握した上で、関心の高い分野を中心に、プロジェクト活動や本邦研修において日本側の知見の提供を継続していくことが相当である。

最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、御多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた裁判所関係者等の皆さまに対し、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

【法務省赤れんが棟前での集合写真】



The 70th Study Tour for SPC of Viet Nam(21st -30th January, 2024)

【講義の様子】





## 第70回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)

1	<b>ファム・クオック・フン</b>
	<b>Mr. Pham Quoc Hung</b>
	最高人民裁判所副長官 Deputy Chief Justice of the Supreme People's Court
2	<b>グエン・ビエン・トウイ</b>
	<b>Mr. Nguyen Bien Thuy</b>
	最高人民裁判所判事 Justice of the Supreme People's Court
3	<b>ファム・コン・ベイ</b>
	<b>Mr. Pham Cong Bay</b>
	最高人民裁判所労働・家庭・少年監督審査部部長 Director of the Department for Cassation Review and Examination of Labor, Family and Juvenile Judgement – the Supreme People's Court
4	<b>ファム・ニュー・フン</b>
	<b>Mr. Pham Nhu Hung</b>
	裁判所学院副院長 Deputy Director of the Court Academy
5	<b>ヴ・ミン・ザム</b>
	<b>Mr. Vu Minh Giam</b>
	裁判所学院訓練審査部部長 Head of Training & Testing Department – the Court Academy
6	<b>グエン・ティ・ミン</b>
	<b>Ms. Nguyen Thi Minh</b>
	裁判所学院大学院訓練部副部長 Deputy Head of Postgraduate training– the Court Academy
7	<b>ド・ニャット・アイン</b>
	<b>Ms. Do Nhat Anh</b>
	裁判所学院刑事法課課長 Head of the subject of Criminal Law – the Court Academy
8	<b>ド・ビン・ミン</b>
	<b>Ms. Do Binh Minh</b>
	裁判所学院講師 Lecturer of the Court Academy
9	<b>チャン・ホン・ニユン</b>
	<b>Ms. Tran Hong Nhung</b>
	最高人民裁判所法制科学管理局調査官 Legal Examiner of the Department of Legal Affairs and Scientific Management – the Supreme People's Court
10	<b>ファム・トウ・ハン</b>
	<b>Ms. Pham Thu Hang</b>
	最高人民裁判所国際協力局書記官 Court Clerk of the International Cooperation Department – the Supreme People's Court

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)

教官 / Professor 坂本 達也 (SAKAMOTO Tatsuya)

国際専門官 / Administrative Staff 矢口 昌宏 (YAGUCHI Masahiro)

第70回ベトナム法整備支援研修（最高人民裁判所）日程表

【令和6年1月21日（日）～30日（火）（移動日を含む。）】

【担当：原教官、坂本教官、矢口国際専門官、飯澤国際専門官】

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
1/21	日	【入国】			JICA東京センター(TIC)泊	
1/22	月	9:30 JICAオリエンテーション JICA東京センター(TIC)	12:30	14:00 国際協力部オリエンテーション 15:00 【講義と意見交換】 坂本教官 「刑事判例の適用に関する具体的検討」 JICA東京センター(TIC)	17:00 JICA東京センター(TIC)泊	
1/23	火	10:00 【講義・意見交換】 原教官 「民事判例の適用に関する具体的検討」 JICA東京センター(TIC)	12:00	14:00 【講義・意見交換】 稲葉一人弁護士 「調停人に対するトレーニング」 JICA東京センター(TIC)	17:00 JICA東京センター(TIC)泊	
1/24	水	10:00 【ベトナム側発表・意見交換】 「調停対話法に関する諸問題と日本の調停制度に関する実情紹介」 JICA東京センター(TIC)	12:00	14:00 【講義・意見交換】 草野芳郎弁護士 「調停における説得の技法」 JICA東京センター(TIC)	17:00 JICA東京センター(TIC)泊	
1/25	木	10:00 最高裁判所訪問 (表敬・施設見学、少年事件に関する概要説明) 最高裁判所	12:00	14:00 東京地方裁判所訪問 (民事裁判傍聴、判例制度に関する講義・意見交換、施設見学) 東京地方裁判所	JICA東京センター(TIC)泊	
1/26	金	10:00 東京家庭裁判所訪問 (家事調停に関する概要説明・意見交換、施設見学) 東京家庭裁判所	12:30	14:30 【意見交換会・写真撮影】 瀬戸所長、内藤部長 法曹会館・赤れんが	15:00 寺田法務省特別顧問 表敬訪問 赤れんが	16:00 JICA東京センター(TIC)泊
1/27	土				JICA東京センター(TIC)泊	
1/28	日				JICA東京センター(TIC)泊	
1/29	月	10:00 【講義・意見交換】 原教官 『少年事件に関する日本の実情』 JICA東京センター(TIC)	11:20 11:30 【総括質疑】 塚原専門家 『プロジェクトの今後の展望』	12:30	14:00 評価会・修了式 JICA東京センター(TIC)	16:00 JICA東京センター(TIC)泊
1/30	火	【出国】				